

別紙 1 - 1

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※ 乙 第 号
------	---------

氏 名 高橋 徳幸

論 文 題 目

Listen to the outpatient: qualitative explanatory study on medical students' recognition of outpatients' narratives in combined ambulatory clerkship and peer role-play

(外来患者の「語り」の傾聴：外来実習とピア・ロールプレイを融合した実習での外来患者の「語り」についての医学生の認識に関する質的探索的研究)

論文審査担当者

名古屋大学教授

主査 委員

濱嶋 信之



名古屋大学教授

委員

木村 宏



名古屋大学教授

委員

八木哲也



名古屋大学教授

指導教授

喜谷 雅文



論文審査の結果の要旨

今回、外来医療面接実習と医療面接ピア・ロールプレイを組み合わせた教育プログラム（以下、本教育プログラム）を経験した医学生について、外来患者の「語り」の特徴に関する認識と、そのような認識が生じた過程を質的に探索した。医学生によって認識された外来患者の「語り」は、模擬患者や入院患者と比較して、内容面では医療的・生活的の軸、構造面では客観的・主観的の軸という二軸四象限に分けると際立った特徴を有していた。本研究によって明らかになった外来患者の「語り」に関する医学生の認識が、本教育プログラムやそれに付随する議論によって生じていることには、外来医療面接実習で経験した患者を省察する機会の提供や、患者の「語り」を臨床実習の場で医学生に認識させることで患者の「語り」への医学生の興味を再度刺激しうる点で、他の学習方略では得難い意義があることが示唆された。本研究に対し、以下の点を議論した。

1. 結果で示された二軸四象限は、学生が意識的もしくは意図的に認識しそれに基づいて語っている訳ではなく、研究参加者（学生）の発話を研究者（指導者）が分析した結果、二軸四象限に基づいていると研究者によって考えられたことを示している。このような学生側も指導者側も認識していなかった「二軸四象限」での構造化ができたことこそが、今回の研究の成果であるといえる。
2. 質的研究である本研究の「比較」とは、学生によって異なると認識されたことを示すものであり、量的研究で採用される客観的な研究デザインによる比較を示さない。また本研究では、量的研究で採用される客観性は想定できない。すなわち研究者の主観や量的研究における交絡を排除できないことを意味するが、質的研究である本研究は、記述することでそれらを克服することを試みた。
3. 本研究では、分析手続きが明示される Steps for Coding and Theorization (SCAT) という質的データ分析手法を採用し、共著者からの批判的吟味を受けることで恣意性の排除に努めている。また質的研究の分析の妥当性は他者によって外的に保証することはできず、分析手続きとその際に利用した分析的枠組みの適切性によって決定される。本研究では、分析手続きの明示性から SCAT を採用し、分析的枠組みとして「語り」に関する医療人類学的知見を採用することで分析の妥当性を確保した。
4. 質的研究では、量的研究における外的妥当性で示されるような、結果の他環境での適応や検証を論文内で行うことはできない。一方で、本研究結果の他の卒前医学教育プログラムへの適応可能性や、医師をはじめとした医療専門職への拡張可能性を検討することは、それに該当すると考えられる。

以上の理由により、本研究は博士（医学）の学位を授与するに相応しい価値を有するものと評価した。

試験の結果の要旨および担当者

報告番号	※ 乙 第 号	氏 名	高 橋 徳 幸
試験担当者	主査 渡島 信之 副査 ₁ 木村 宏 副査 ₂ 八木哲也	副査 ₁ 木村 宏 指導教授 萩谷 雅文	

(試験の結果の要旨)

主論文についてその内容を詳細に検討し、次の問題について試験を実施した。

1. 結果で示された二軸四象限に関する医学生の認識について
2. 模擬患者・入院患者・外来患者の語りを比較する際の客觀性について
3. 分析の際の恣意性の排除と妥当性の保証について
4. 本研究結果の妥当性の検証について

以上の試験の結果、本人は深い学識と判断力ならびに考察力を有するとともに、総合診療医学一般における知識も十分具備していることを認め、学位審査委員会議の上、合格と判断した。

別紙3

学力審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※ 乙 第 号	氏 名	高 橋 徳 幸
試験担当者	主査 瀬嶋信之  副査1 木村 宏 	副査1	木 村 宏
(学力審査の結果の要旨)			
名古屋大学学位規程第10条第3項に基づく学力審査を実施した結果、大学院医学系研究科博士課程を修了したものと同等以上の学力を有するものと学位審査委員会議の上判定した。			